

生徒・保護者のみなさんへ お知らせ 令和7年度 授業料支援補助金の申請手続きについて

※この制度は令和7年度高等学校等2、3年生(2年制の専修学校・各種学校の2年生)に適用されます。

制度について

大阪府では、国の高等学校等就学支援金等(以下「就学支援金等」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」)を交付することにより、保護者が負担する授業料が無償となるよう支援しています。

《全日制高校・専修学校高等課程等》

・保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料(年間63万円)を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が年間63万円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※授業料等が年間63万円を超える学校の場合は、63万円を超える額は保護者負担となります。

《通信制高校》

・保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料(単位あたり授業料の場合は1単位あたり12,030円、定額授業料の場合は年額297,000円)を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が標準授業料未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※授業料等が標準授業料を超える学校の場合は、標準授業料を超える額は保護者負担となります。

受給要件

授業料支援補助金を受給するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 生徒が国の就学支援金等を申請していること。
- ② 生徒が、大阪府教育長が指定する“就学支援推進校”に在学していること。
(この学校は就学支援推進校に指定されています。)
- ③ 生徒と保護者全員が、大阪府内に在住していること。
(保護者のうち1人がやむを得ない事情により住民票を大阪府外に異動している場合は、当該事情を証明する書類の提出があり、世帯の生活の本拠が大阪府内にありと認められる場合は、その保護者は大阪府内に在住しているとみなされます。)
(保護者等が大阪府内に在住し、生徒本人が進学のために住民票を大阪府外に異動している場合は、世帯の生活の本拠が大阪府内にあるものとして、生徒は大阪府内に在住しているとみなされます。)

※②および③の在学・在住要件について、1日時点で受給要件を満たしている月に対して授業料支援補助金が支給されます。

※就学支援金の支給期間上限(全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月)と支給単位数上限(単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位)の範囲内で授業料支援補助金の支給対象となります。

提出期限

申請書類については、必ず期限までに提出してください。

学校の定める期限

※期限までに必要書類の提出がない場合、授業料支援補助金を受給できないことがあります。

期限までに必要書類を提出できない特別な事情がある場合は、学校へ連絡してください。

「保護者」について

- ・ 授業料支援補助金における「保護者」とは原則「生徒の親権者」です。（生徒との同居・別居を問いません。）
- ・ 所得判定は、保護者全員の市町村民税の情報に基づき行います。
- ・ 国の就学支援金等の申請において、保護者全員の所得判定に係る書類（マイナンバーカードの写しや課税証明書等）を提出できない場合は、授業料支援補助金の申請はできません。
- ・ 保護者に関して特別な事情がある場合は学校へご相談ください。

申請内容や住民税の額が年度途中で変わった場合

年度途中で次のような事情の変更があった場合は、補助金の支給額が変更になることがありますので、**必ず、すみやかに**学校へ連絡し、必要書類を学校へ提出してください。 ※提出が必要な書類については、学校へご確認ください。

○ 生徒・保護者が大阪府外へ転居した場合

○ 保護者（親権者）に関する変更があった場合

- [例]
- ・ 離婚・死別等により、父母のどちらか一方のみが親権者となった場合
 - ・ 養子縁組（保護者の再婚に伴う養子縁組を含む）により、親権者に変更があった場合
【注意】保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。
 - ・ 未成年後見人が決定された場合
 - ・ 生徒が結婚した場合
- ※在学中に生徒が成人した場合、成人したことのみを理由として保護者に変更となることはありません。
原則、成人前の保護者（親権者）が引き続き所得判定者となります。

○ 保護者の市町村民税・道府県民税の税額に変更があった場合

修正申告や更正の請求をしたことによる税の更正等により、市町村民税・道府県民税の税額が変更された場合（税額の変更により、授業料支援補助金をより高い金額で受給できるランクへ変わる場合は、税務署や市役所等から発出される市町村民税・道府県民税の額の変更が分かる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に学校へ連絡してください。15日を過ぎた場合、追加分を遡って受給することができません。）

個人情報取り扱い

国の就学支援金等および本申請に関し収集した個人情報については、学校における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業に相互に使用するほか、本事業を所管する大阪府にオンラインを通じて情報提供します。

問合せ先

- 申請手続きに関する問合せ先（申請書の記入のしかたや添付書類についてなど）
： 在学する学校

- 制度に関する問合せ先

- ： 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005
- ： 大阪府 教育庁 私学課 授業料支援補助金担当 電話：06-6941-0351(代表) FAX：06-6210-9276
- ： 大阪府ホームページ

「令和6年度以降に段階実施する授業料支援制度について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/shigaku_mushoka_r6.html

ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます→



提出が必要な書類

全員提出が必要

① 授業料支援補助金の申請に関する確認書 (4ページ)

・「1. 申請について」の、申請します／申請しません のどちらかに☑を入れてください。

・「申請します」に☑を入れた場合

→「2. 申請に関する事項」のあてはまる項目に☑を入れて、必要な添付書類を確認してください。
5ページの「授業料支援申請書」も忘れず記入してください。

・「申請しません」に☑を入れた場合

→「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」のあてはまる理由に☑を入れてください。
5ページの「授業料支援申請書」の記入は不要です。

「申請します」に☑を入れた方のみ提出

《全員提出》

授業料支援申請書 (5ページの様式第1号の5)

・裏面(6ページ)の記入例をご確認の上、必要事項を記入して提出してください。

《4ページの「2. 申請に関する事項」①～④にあてはまる場合に提出》

① 住民票の写し

令和7年度の市町村民税・道府県民税が大阪府外で課税されている場合、申請日時点で生徒・保護者が大阪府内在住であることを示す住民票の写しの提出が必要です。

② 保護者の在住要件に関する書類

保護者の一方がやむを得ず府外に在住する場合は、当該事情を証明する書類の提出が必要です。

＜必要書類の一例＞

単身赴任等、仕事のため ①～③のいずれか	①会社から発行される辞令 ②勤務地が確認できる書類 ＜例＞会社の在籍証明書、雇用契約書の写し等 ③事業地が確認できる書類 ＜例＞税務署への開業届出の写し、確定申告書の写し、法人登記簿の写し等
家族の介護・看護のため ①及び②	①保護者及び介護・看護を要する者の住民票 ②介護・看護を要することが確認できる書類 ＜例＞介護保険被保険者証、障がい者手帳、通院証明書、診断書等
保護者本人の入院・療養のため ①・②のいずれか	①入院・入所証明書 ②入院・入所にかかる領収書の写し等

※上記以外の事情がある場合の必要書類については、お通いの学校へご相談ください。

③ 生徒の在住要件に関する書類

生徒本人が進学のためにやむを得ず府外に在住する場合は、生徒本人の住民票の写しを提出してください。

④ その他必要書類

上記①～③以外に必要な書類を学校から求められる場合があります。学校からの指示に従ってください。



授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金等の判定結果を利用して行います。
したがって、授業料支援補助金の申請のために、マイナンバーカードの写しや課税証明書等の
所得判定に係る書類を改めて提出する必要はありません。